議第20号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和４年２月14日

滋賀県知事　三日月　大　造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「3,277人」を「3,366人」に改め、同項第９号中「72人」を「74人」に改め、同項第９号の２中「1,170人」を「1,188人」に改め、同項第10号中「3,255人」を「3,269人」に、「556人」を「549人」に、「3,811人」を「3,818人」に改め、同号ア中「2,088人」を「2,076人」に、「358人」を「353人」に、「2,446人」を「2,429人」に改め、同号ウ中「1,128人
128人」を「1,154人
125人」に、「1,256人」を「1,279人」に改め、同号エ中「67人」を「68人」に改め、同項第11号中「8,593人」を「8,709人」に改める。

付　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。